

障害児通所支援事業所に係る 留意点

児サービス

基準人員…サービス提供時間を通じて2名以上（障害児の数が10人までの場合）

（例） 児童指導員等加配加算：「その他従業者」
 専門的支援体制加算：「作業療法士」
 黄色は基準人員としての配置

サービス提供時間は8時間

職 種	勤務形態	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
保育士A	常勤専従	8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8	
保育士B	非常勤専従	8		4		4	4		8		4		4	4		8		4		4	4		8		4		4	4	
保育士C	非常勤専従		8	4		4	4			8	4		4	4			8	4		4	4			8	4		4	4	
保育士D	非常勤専従	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		
保育士E	非常勤専従	4	4		4		4		4	4		4		4		4	4		4		4		4	4		4		4	
作業療法士	常勤専従	8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8	
その他	常勤専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	

利用予定児童数及び勤務予定を照らし合わせ、算定要件を満たせるか（基準人員としての時間を確保できているか、）確認したうえで、届出してください。
 また、請求をする前に利用実績及び勤務実績を確認してください。

保育所等訪問支援を実施するまでの流れについて（R7年3月）

保育所等訪問支援の実施に当たっては、保護者、事業所、訪問先機関（保育所、学校等）の連携が重要です。事業所は保育所等が大事にしている理念や支援方法を尊重しながら、訪問支援を進めていくことが求められます。また、スムーズな支援につながるよう、以下の流れを基本に実施するようお願いいたします。

保護者から訪問先機関(保育所、学校等)へ、サービスを受けたい旨の連絡がないまま、事業所がサービスの提供を一方的に開始しようとし、トラブルになった事例がありました。

支給決定・契約



事業所から保護者へ協力依頼



保護者から訪問先機関（保育所、学校等）へ連絡

保護者から訪問先機関に伝えていただくこと

- ・対象児に対する保育所等訪問支援を希望していること
- ・保育所等訪問支援の支給決定を受けたこと
- ・保育所等訪問支援を実施する事業所から、訪問先機関に、連絡がくること



事業所から訪問先機関へ連絡

日程調整など

訪問先機関（保育所、学校等）にも制度の概要をはじめ、本資料の流れについて周知をいたしました。

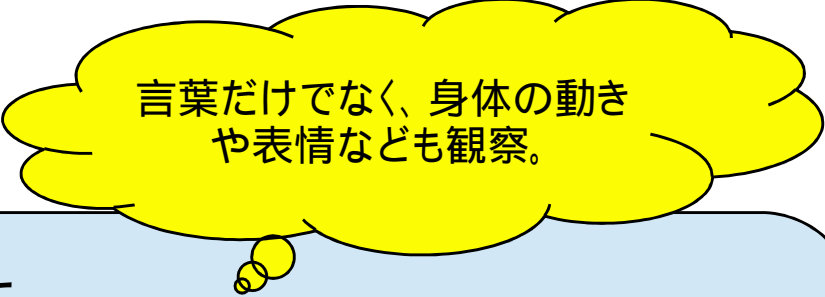
保護者のニーズから支援を検討すると同時に、**訪問先機関の現場職員にニーズが存在するかも確認し**、それぞれのニーズのすり合わせが必要です。相談支援専門員も含めた会議等で、支援内容の共有や役割分担をします。

個別支援計画に係る留意点

(児童発達支援および放課後等デイサービス)

1 こどもの意思の尊重

- ・ 年齢や発達の程度に応じた意見の尊重等
- ・ こどもの最善の利益の優先考慮



言葉だけでなく、身体の動き
や表情なども観察。

児童発達支援管理責任者の役割として
個別支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を
優先して考慮すること
業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めること
が追加。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第27条、第71条で準用された
第27条)

2 総合的な支援の方針

- ・「利用児及び家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定。
- ・それを受けて「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定。

アセスメントにより状況等を把握するため、
長期にわたり同一であることはない。

「長期目標」：概ね1年程度で目指す目標

「短期目標」：長期目標の内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標
1～3か月で達成する目標も積極的に検討

3 5領域とのつながりを明確化

- ・ 「健康・生活」 「運動・感覚」 「認知・行動」 「言語・コミュニケーション」 「人間関係・社会性」の5領域を**全て**含めた総合的な支援。

例えば、1つの支援内容が「運動・感覚」「人間関係・社会性」のどちらにも該当する場合がある。その際はどちらも記載。

5領域は、相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、各領域ごとに個々に異なる目標(5つの目標)を設定する必要はない。

5領域は、あくまでも、総合的な支援を行う上での発達の視点。領域に捉われすぎない、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけにならないように留意。

4 「本人支援」「家族支援」「移行支援」

- ・ この3つは必ず記載。

「本人支援」

個々の発達段階や特性等に応じてオーダーメイドの支援。

長期間同じ目標・支援内容になることはない。

保育所等との併行利用や、複数の障害児通所支援事業所を組み合わせで利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、記載をすること。

4 「本人支援」「家族支援」「移行支援」

「家族支援」

こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から考える。

(例)

- こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助
- 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
- 保護者同士の交流の機会の提供(ピアの取組)
- きょうだいへの相談援助等の支援
- 子育てや障害等に関する情報提供等

4 「本人支援」「家族支援」「移行支援」

移行期でないためという理由で、記入がない事業所が
散見された。忘れず記入を！

「移行支援」

必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではない。

- 入園・入学等、ライフステージの切り替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- 事業所以外の生活や育ちの場である保育所や学校等での生活や支援の充実
- 地域で暮らす他のこどもと繋がりながら、日常生活を送ることができるようにすること

等、利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれる。

5 「地域支援・地域連携」

・必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

「地域支援・地域連携」

こども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携した取組について、記載する。**具体的な連携先機関名等を記載。**

(例)

- こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組
- こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携の取組

6 各種加算との関連性

- ・ 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する。

（例：延長支援加算、家族支援加算、関係機関連携加算、子育てサポート加算等）

- ・ 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する。

（例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等）

7 優先順位

- ・ こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。

優先順位として番号を振ることのほか、**■**や**○**等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。

「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

8 留意点

時間が区分のない重心児
や保育所等訪問も、支援の
提供時間は定める。

- ・ 個別支援計画の**計画時間に基づいて**基本報酬を算定する。

利用者の都合により支援時間が短縮された場合→**計画時間**により算定。
事業所の都合により支援時間が短縮された場合→**実利用時間**により算定。

30分未満は算定対象外だが、周囲の環境に慣れるために短時間にする必要があるなど、市町村が認めた場合は、算定可。その場合、計画時間にその具体的な理由を記載。

8 留意点

- ・特記事項がある場合は、その具体的な内容を記入。

長期休み等の記載がないままだと、5時間利用しても
区分1(30分以上1時間30分未満)の算定となるため注意！

利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入。

市町村が認めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的理由を記入。

利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、想定される具体的な内容を記入。

8 留意点

- ・ 延長支援加算を算定する場合も、個別支援計画に定める。

基本報酬と異なり、いかなる理由であっても**実利用時間**により算定。

主として重症心身障害児を通わせる
事業所においては、従前の扱いとなる。

- ・ 計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

個別支援計画別表(別紙3)に提供時間等を記載している場合は、別表のみの変更で可。ただし、**保護者への説明と同意**(日時・署名を記載)が必要。

8 留意点(児・者共通)

- ・ 個別支援計画を作成した際には、**相談支援事業所にも交付**しなければならない。

相談支援事業所に交付したことが、客観的にわかるように記録を残す。

例えば、

個別支援計画の保護者署名の下に、いつ誰に渡した(手渡し・メール・郵送した等)
個人記録に、いつ誰に渡した(手渡し・メール・郵送した等)
利用児(者)一覧表を作成し、いつ誰に渡した(手渡し・メール・郵送した等)などを記載。
相談員から受領書をもらう。

9 参考

【こども家庭庁】

- 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/a14c5632/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_guideline_tebiki_15.pdf

- 児童発達支援等のガイドライン等

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki#h2_free1